

発行所(郵便番号100)
 東京都千代田区丸の内2-4-1
 丸の内ビルディング617号室
 社団法人スウェーデン社会研究所
 Tel (5412) 0503
 Fax (5412) 0549
 編集責任者 岡 沢 憲 美
 印刷所 関東図書株式会社
 定価400円(年間購読料四千元)
 1997年9月25日発行
 No.304 第28巻9号
 (毎月1回25日発行)
 昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

No. 304 Bulletin Vol. 28 No. 9号

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
 (The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
 Marunouchi-Bldg., No. 617 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan.



6月6日(祝日)はスウェーデンの「国民の日」または、「国旗の日」とも呼ばれ、ストックホルムにある世界最古の野外博物館「スカンセン」は無料となり、民族衣装を着た王室一家が挨拶をされる。普段以上に王室が身近に感じられ親しみがわく。

6~8月の間、毎日正午より王宮内広場で行われる衛兵交替式。夏と冬では制服の色や、交替式の内容も若干かわる



ダーラナ地方独特の民族衣装を着てダンスする夏至祭(今年は6月21日)誰もが心待ちにしている日

撮影: 中島千繪

'94年に渡辺達生賞受賞。現在写真雑誌 PHOTAGE などで活躍中。

文: 松元さぎり

ベクショーの国民高等学校に'97年1月~6月まで留学。

ポスターを直接木に貼って宣伝



目次

スウェーデンのアルコール政策とアルコール依存者ケア	2
スウェーデンの年金改革	3
スウェーデンの二つのユニークな環境教育(1)	5
スウェーデンキャンペーンを見て	7
研究会その他のご案内	8
書籍紹介	9

スウェーデンのアルコール政策と アルコール依存者ケア

Swedish alcohol policy and the care services for alcoholic
dependence persons

ストックホルム大学 大学院研究員 訓覇 法子

Ms. Noriko Kurube

私の本来の研究分野といえば、アルコール問題の社会科学的アプローチである。

スウェーデンのアルコールが高くて、また専門の販売店ウィークデイにしか購入できないことはご存じの方は多いであろう。しかし、それが何故なのか、その背景をご存じの方はどのくらいいらっしゃるであろうか。予防に重点をおくアルコール政策と、フィンランドとならんで国際的に質量ともに豊かなアルコール依存者のケアシステムが、福祉国家スウェーデンの重要な社会政策のひとつとして公的財源により運営されてきたことは、あまり知られていないことと思う。

私が、スウェーデンのアルコール政策とアルコール依存症ケアに深く関心をもったきっかけは、ストックホルム市内の病院のアルコールクリニックで行なったソーシャルワーカーの学部教育における二度目の実習であった。アルコール依存者に対する治療ならびに社会復帰には、障害者や高齢者政策と同様に大幅な税金還元が行なわれる高福祉のひとつである。その背景をなすのは、いうまでもなくすべての人が同等の価値を有するという民主主義の基本的価値であろう。

スウェーデンの社会においては、アルコール依存問題は歴史的に個人の責任あるいは病気であるという観方よりは、むしろ社会構造が生み出す構造的問題のひとつの兆候としてとらえられてきた。したがって、医療の分野における医学的治療中心のアプローチではなく、社会サービスにおける人間の総合的なニーズ把握を基礎とした社会復帰のアプローチが、社会の責任として発展させられてきたといえる。しかし、100年前からそうであったわけではない。ケア思想史をみると、逸脱行動の範疇に含まれてきたアルコール依存者のケアはその変遷を極めて明瞭に示唆するものである。

Conrad & Schnelder (1980) は、逸脱行動の説明にあたって、宗教・道徳上の罪、犯罪、病気という三つのパラダイムに分類するものである。これらのパラダイムは、コントロールか、治療かケアか社会の対応の仕方を決定するものである。時代とともに、普通先進国においては諸問題のメディカリゼーションが進み、ポストインダストリア

ルな社会においては、第三のパラダイムが最も主役となっている。しかし、アルコール依存に関しては、その原因因子が科学的に十分解明されていないところから、いわゆるメディカリゼーションの限界性が指摘されるものである。スウェーデンのアルコール問題の対応をみると、たとえばアメリカのようにメディカリゼーションが早くから浸透しなかったことが指摘される。

この背景を理解するには、スウェーデンという国の飲酒文化の特徴を明確にする必要がある。飲酒文化は国によって異なり、飲酒ならびに酩酊が社会においてどういう役割を果たすかということに大きくかかわってくる。スウェーデンは北ヨーロッパや他の北欧諸国とともに蒸留酒文化に属する国である。スウェーデンの古代からのアルコール飲料は、大麦やライ麦のモルトによって醸造したビールであった。中世紀に火薬製造過程でヒントをえたことによって、蒸留酒の一種ヴェンヴィン（シュナップス）が製造されるようになり、後小麦やじゃがいもによる安い製造が可能となって一般庶民の間に普及していった。

蒸留酒はアルコール飲料のひとつに他ならないが、他のアルコール飲料と比べ「酔いの効果」が強いという特質をもっており、同じアルコール摂取量（100%純アルコール）に換算しても効果が変わらないことが、いわゆるアルコール問題を蒸留酒文化につくりだしていった原因だといえる。

酩酊はサブ・カルチャーを生み出す要因のひとつであることや、犯罪などの社会問題に関連することが多くの研究者によって指摘されてきた（例えば、Lenke, 1992）。歴史的にみると、蒸留酒の大量飲酒と社会的矛盾の結合した社会に禁酒運動が台頭したといえる。スウェーデンの禁酒運動は1830年代に始まり、その後三大国民運動のひとつに発展していった。特に、1800年代半ばの凶作は飲酒問題と貧困問題との結合的視点を生み出していき、飲酒問題を深刻な社会問題ととらえる観方を構築していったといえる。たとえば、1913年に制定された初めてのアルコール乱用者ケア法は、社会負担になる貧困階層のアルコール乱用者を主に対象とし、治療やケアよりはコントロールとい

う、強制ケアと保護観察を中心とする階級法であった。

その後禁酒運動は、今世紀初め禁酒社会の実現へと世論形成に努力したが、1922年スウェーデン初の国民投票で破れ、禁酒社会そのものの実現にはいたらなかった。しかし、1910年代に導入された配給通帳による制限販売制度は1955年まで生き延びることになったが、コントロール的性格と「暗示効果」（必要がないのに最大限の配給量を購入する）が批判され廃止されたものである。

1955年の配給通帳廃止にとってかわって、次第に形成されていったのが社会全体のアルコール消費を制限することによって、大量飲酒、アルコール乱用と酒害を制限するという予防中心のアルコール政策であった。この背景をなすのが、社会の平均アルコール消費量が増加すれば、大量飲酒グループひいてはアルコール関連障害や死亡率も増加するという、Lederman (1956) の総消費モデルである。アルコール税による価格政策、専門店による制限販売、年齢ならびに時間制限販売などの一連の制限対策がとられてきた。すべての国民を対象とする第一次予防に力をいれるのは、大量飲酒者やアルコール乱用者が一般市民のなかから生み出されるという考えによるものである。

国際的に比較すると、スウェーデンのアルコール販売量は1970年代半ばをピークに減少し、比較的低いレベルで安定を保っていることが明らかである(図)。また、肝硬変などのアルコール関連障害や死亡率も大幅に減少してきている。

しかし、1995年のEU加盟により輸入、製造、レストランへの卸販売の自由化が行なわれた。現

在、論争の焦点となっているのは、専売店での小売りや外国からの持ち込み量などである。自由通商を原則とするEUの主張とするところは、アルコール制限政策は保健的な視点から必要不可欠な場合に限るとし、スウェーデンをはじめとする北欧諸国のアルコール制限政策は例外を認めるほど必要不可欠ではないというものである。

しかし、スウェーデンにおけるアルコール分野の研究者などは、大量飲酒とアルコール関連障害には因果関係があることと、スウェーデン人が制限政策なしに健康問題への認識のみによって、節度ある飲酒文化を構築するにはかなりの時間が必要だと主張し、予防を重点とする制限政策の維持を提唱するものである。今後の展開が、注目される。ちなみに推測されるスウェーデンのアルコール依存者数は、約30万人である(SOU1994:27)。

参考文献

Conrad,P. & Schneider,J.W. (1980).

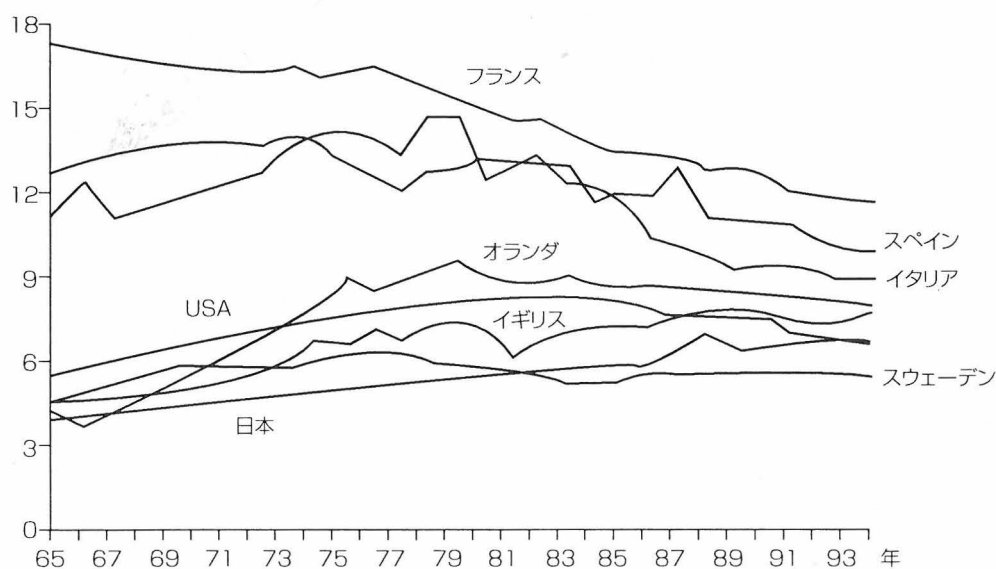
Deviance and Medicalization : from badness to illness. St. Louis : Mosby.

Lederman,S. (1956), Alcohol, Alcoholism, Alcoholisation. Paris Universitaires de France, Paris.

Lenke, L. (1992). Dryckesmönster, nykterhetsrörelser och narkotikapolitik, CAN Forskringen, folkrorelserna och drogpolitiken under ett sekel.

SOU1944 : 27Vård av alkoholmissbrukare.

図 国民一人あたりのアルコール販売量 (リットル、100%純アルコール) の国際比較 1965-1994
リットル 100%純アルコール



本所 CAN. (1996). Alkohol-och narkotikautvecklingen i Sverige.

スウェーデンの年金改革

— Pension Reform in Sweden —

財団法人 運輸調査局 主任研究員：堀 雅通

(慶應義塾大学大学院商学研究科博士課程：交通論専攻)

Senior Researcher, M. Hori : Institute of Transport Economics

スウェーデンの年金制度問題については、すでに1984年に政府委員会が結成され、制度の見直し作業が進められてきたが(1990年にその概要が公開されている)、その後、1991年の政権交替(社民党⇒保守中道)の結果、改めて年金問題のワーキング・グループが結成され、新たな改革案が策定された(Proposal of the Working Group on Pensions in 1994)。同案は1994年5月に一旦議会で提出されたが、1994年9月の政権交替(保守中道⇒社民党)後、再度検討され、議会で可決、1996年実施となる。新しい年金制度の基本理念とフレームワークは以下の通りである。

- ①経済変動にも耐えうる制度とする。
 - ②負担と給付の関係を強化する。
 - ③長期的な貯蓄促進機能を重視する。
- 新たなフレームワーク：所得比例年金(賦課方式+積立方式)+保証年金

上記の理念は1990年の改革案にも示されていたものであるが、年金制度を経済変動に左右されない、安定的、強固なシステムにするのが第一の目標である。第二の目標は負担と給付の関係(拠出と給付のリンク)を強化すること。これは年金制度の所得再分配的な役割を見直すことでもある。第三の目標は年金制度が長期的な貯蓄の増加を促進すること。つまり保険料の積立にインセンティブを与えることである。かくして個人的にも社会的にも財政上のメリットが生じるようになるという。以上の理念が所得比例年金とそれを補完する保証年金とによって実現する。こうした新しい制度の具体的内容は以下の通りである。

- ①現行の基礎年金(AFP)、付加年金(ATP)制度を賦課方式(保険料16.5%)と積立方式(2%)の折衷型に組み替え、生涯所得に基づく拠出立て給付とする(15年ルール、30年ルールなど所得再分配的な面を見直し、給付と負担の関係を強化する)。
- ②保険料を労使折半とする。
- ③育児、就学、兵役期間を(年金権の生じる)年金算定期間とみなす(保険料は政府負担)。

- ④フレキシブルな支給開始年齢とする(61歳から受給可能、年金額は退職年齢で決まる)。
- ⑤保証年金の導入(所得比例年金を補完する役割)。
- ⑥年金額は実質賃金伸び率と物価上昇率を考慮した経済調整指数(economic adjustment index)によって計算、経済成長の実態にも対応した制度とする。
- ⑦配偶者間での年金権の分割を認める(男女間に各20%の年金額の増減が生じる)。
- ⑧新制度への移行は漸進的に進める(完全適用は1954年以降に生まれた者からとなる。過渡的に新旧両制度からの分担受給が併存する)。

以上のように今回の改革により所得比例年金とこれを補完する形の保証年金とが並立することになるが、所得比例年金の算定に際しては賃金上昇率に合わせて改定される賃金基礎額(Lönebasbeioopp)と保証年金算定のため物価上昇率に基づいて算定される基礎額(Prisbasbelopp)とが併存することになる。

所得比例年金は賦課方式と積立方式に分けられるが、この点が今回の改革の最大の特徴となっている(社民党は賦課方式、保守中道派は積立方式を主張したが、政治的な妥協の結果、上記のような制度になったという)。保険料は労使折半で(負担配分の詳細は不明)、うち16.5%が賦課方式、2%が積立方式の、合わせて18.5%である。注目すべき点は積立方式では保険料運用に際して保険会社を選択できることである。なお保証年金の水準は基本的には基礎額の2.1倍となっているが、所得比例年金がある場合、その調整が行なわれる。

所得と保険料の関係は個人負担の保険料の基礎となる所得は基礎額の7.5倍を上限とし、それ以上の収入についてはITP(協約年金)へ振り替えられる。この場合の基礎額は賃金上昇率(年金基礎所得の上昇率)に合わせて改定されるが、保険料払い込み総額の再評価等の基準となる賃金上昇率は、一人当たりPGI(pensionsgrundande inkomster)、つまり「年金の基礎となる所得」の3年間の平均伸び率に基づいて決められる(保険料の自己負担分はPGIから控除されるため一種の

可処分所得となっている。) また賦課方式による年金額算定は当該賃金上昇率に基づく再評価後の保険料払い込み総額をデバイザー (除数: Delningstal) で割って求められる (ある世代の平均余命が延びればデバイザーの値も大きくなる)。デバイザーは平均余命、死亡率、男女間の所得差、実質賃金伸び率などによって決まり、年齢 (グループ) 別に計算され、ある年齢グループが61歳になったとき決定する。つまり賦課方式による年金額は支給開始年齢に達して初めて確定することになる (但し各年齢別デバイザーの予想値は毎年公表される。) このようにデバイザーは健全で安定的なシステムを維持するために重要な機能を果たす。

支給開始年齢は原則として61歳からであるが、繰下げ支給については何歳からでも可能となっている。また満額年金を1/4、1/2、3/4といったように分割して受給することもできる。経

過措置もあり、完全に新しい制度で受給できるのは1954年以降に生まれた人からで、それ以前の人については、改正前、改正後、両制度から各人の生年に応じた給付率で受給する。従って当分の間新旧両制度が併存することになる。むしろ改正前の既得権は保証される。

以上が、1996年施行のスウェーデンの新しい年金制度の概要である。スウェーデン経済と同様、Turung Sweden Aroundにある年金制度改革の成果に注目したい。

*筆者は年金の専門家ではない。たまたまスウェーデンの年金制度調査 (1994年10月) に参加する機会があった。本稿はその時の成果の一部をあくまでも筆者個人の理解に基づきまとめたものである。その後の状況は変わっていることもあり、また既述内容に誤り等あればお許し願いたい。

スウェーデンの二つのユニークな環境教育 (1)

—Environmental Education for children: Friluftsträmmandet—

高見 幸子

Ms.Sachiko Takami

スウェーデンに住んでいると日本と比較して国民の環境意識が高いことに気付く。去年の新聞に「スウェーデン人の環境意識さらに高まる」と言う記事があった。環境改善のため市民がどれだけ参与しているかのアンケート調査の結果が出ていた。

- *ほとんど全市民が規定ガラス瓶を返している (デポジット制)
- *60%以上の市民が環境にやさしい洗剤を買っている
- *50%以上の市民がペンキやその他の有害ゴミは有害ゴミ収集所に出している
- *環境マークのある商品を多く買うようになった
- *環境に悪い商品を製造している会社からの商品を避けるようになった。
- *新聞をリサイクルに出す割合は84%
- *アルミ缶回収率は92% (デポジット制)
- *50%近いスウェーデン人が環境にやさしい商品なら普通の商品より20%高くても買うと答えている。

前年の調査と比べると環境を意識した行動が急に進んできているようだ。例えば洗剤を詰め替えて買う人が倍増し、リサイクルできるパッケージに入った物を選ぶようになった割合が5人に1人

から3人に1人に増えた事など、又環境を全く無視すると言うグループは2%のみになり前年に比べ半減したようだ。

このように国民の環境意識を高めるためには環境教育や情報や啓発が必要だ。その分野で貢献してきた大きい自然保護や環境保護団体がスウェーデンには4、5つある。その中でもスウェーデンにあって他の国にないユニークな環境教育の方法を二つご紹介したい。

一つは幼児のための環境教育ともう一つは企業、行政のための環境教育だ。

1. 森のムツレ教室 (幼児環境教育)

スウェーデンには昔から土地の所有者の邪魔になつたり自然に害を与えなければ誰でも自由に森や湖に出かけて行って楽しむことができるという (ALLEMANSRÄTTEN) 自然享受権がある。でも、この権利が誤解されたり悪利用されない事が大切だ。自然とつき合う時のルールがあり、それを皆が守らなければならない。今、どこの森や湖や海に行っても日本のようにゴミが落ちていない。国がキャンペーンをしてきた事もあるがその他に正

しい情報と教育に長年努めてきた団体があるからだ。

それはFRILUFTSFRÄMJANDET（野外生活推進協会）と言う会員20万人と大きい全国組織の団体だ。全国に500支部があり、大人と子供の会員のために1年を通しての野外活動のプログラムがある。でも協会の活動で一番盛んな部門が5-6才児対象の「森のムッレ教室」だ。35年ほど前に発足してから現在で150万人（日本の割合だと2250万人）の幼児たちが参加していることになる。

「三つ子の魂は百まで」と日本でも言うが、自然と付き合うルールも幼児の頃から身につけるのが一番と言う考えが基礎にある。

森のムッレとは森に住む妖精のようなキャラクターで、子供たちと動物たちの友達だ。森に出かけると子供たちのグループのところにきて、いっしょに遊んだり自然のお話をしてくれるが、「自然を大切にしよう」と言う真剣なメッセージももってくる。

この幼児環境教育方法は自然の中にある物で遊び、全感覚を通しての直接体験が自然を理解するための基礎だと考えて考案されている。でも誰の自然教室ではなく自然の中で楽しみ自然に配慮することを学ぶのだ。ムッレは植物も動物も人間も健康に生きるためにはきれいな水と空気と土がなければいけないことやミミズもダンゴムシも森の中で大切な役割をしていることなどを話す。又、森に人間が捨てて行ったゴミを拾って掃除するのがたいへんだと話す。子供たちは喜んでムッレのお手伝いをし、森に行くとゴミを拾うようになる。又、ゴミを捨てないことも覚える。このように、エコロジーと自然享受権の義務と自然と付き合うルールが自然に教えられているのだ。

森のムッレ教室はPRILUFTSFRÄMJANDETのボランティアのリーダーが週末にやっている所もある。傾向として多くの保育園で環境教育のプロ

グラムとして組み入れられてきている。

又、ムッレ教室の精神を園のモットーとしている私立の保育園も増えてきている。

毎日森に出かけ、森が子供たちの遊び場になっている。自然の物を使って遊ぶには想像力があるので子供の想像力がのびる。自然の生物を全感覚で発見し知識欲を満たしてくれ、野外活動で友達や先生との仲間意識も育つ。2-3才児も距離は短いが同じように森に出かけて遊ぶ。幼児の時から森のにおいをかぎ、ブルーベリーを食べ森を味わい、森の生物を発見しその多様性に感動し体で自然を理解していく。こうして子供が自然の中にある事が好きになってくれれば将来その感情できっと環境を守る大人になってくれると信じて先生方は保育をしている。

子供に自然体験をさせてやる事は大人の責任だ。将来の自然と環境のためにも自然が好きな世代を作ることが必須だ。日本はスウェーデンよりもっと緊急な状態だと思う。それは、都会に身近な自然がなくなってしまったことと、現在の20才代の多くの親が子供の時、自然で遊んだ経験がなく自分の子供に自然でどう遊べばよいのか分からないという状態だからだ。でも数年前に日本でもこの「森のムッレ教室」の活動を全国に広めようとする組織ができた。「日本野外生活推進協会」と言い、すでに兵庫県で会員が250人あり協会主催のムッレ教室の他に7つほどの保育園がムッレ教室活動を取り入れている。協会はリーダーの養成講座も毎年行なっている。そして、将来はムッレ教室が日本全国に広まり出来るだけ多くの子供たちが自然に出かけ自然を好きになってくれるようにと努力している。

連絡先*日本野外生活推進協会 会長 高見 豊
〒669-43 兵庫県氷上郡市島町上牧691
TEL/FAX (0795)85-2639



スウェーデンキャンペーンを見て

Ⅱ. 「紙を造る、紙で作る、紙に造る」より

文：H. アオ

1997年4月7日スウェーデン大使館でオープンされた「紙を造る、紙で作る、紙に造る」と題された3人の作家による紙工芸展を見て。

大使館の入口を入ると、いきなり吊り下がって揺れている異様な長い短冊状の棒のようなものが眼に入って来る。(インスタレーション)

近づいて見ると、厚手の紙の片々を糸か何かで繋ぎ合わせて棒状にしたもので、その棒状の一本一本が、一片ごとに染められた、ブルー、ブラック、ダーク、レッド、ホワイト、グレーの色に統一されている。そして、その一片ごとに原子文字的な記号のようなものが描きこまれていて神秘性を醸し出している。

それらが天井からぶら下がって揺れているのであるが、私には何とも理解し難く、奇異の感以外に心にアピールするものがなかった。

次に3人の作家の作品について紹介すると。

Kerstin Svanberg

この女性の作品は紙を何枚も貼り合せて何種類かのバイキングの楯を作ったものと、墓石のようなモニュメント(紙の張り子)のものの周囲に異妖のチップ状のものが砂利のようにばら蒔かれている。この砂利状のものも総て張り子であろう、仲々手間のかかる忍耐を要する仕事であったと推測される。

この砂利状のものにも絵のような文字のような形状をもったものが描かれてあった。

あたかも魔女の墓場とでも表現したらよいのであろうか。私達日本人には、楯にしても文化の伝統の相違のためか、思い入れというか歴史的愛着というか、そんな民族の持つ特有の感情がないため、異文化に対する奇異的興味しか持てなかったのは残念であった。

二人目のJerry Grönbergの作品は紙質を生かした絵による作品でドローイング、又は墨絵とでも言えようか材料がよくわからないので何とも言えない、黒と白のモノクロ作品である。

その墨絵風の淡い抒情性が東洋人である私達に

はなじみ易く、ごく自然に心魅かれるものがあった。

小品許りなのが残念で少くとも、2、30号の作品が1点でも2点でもあればその作家の力量が計れるし、又、外国人による素描ではなく墨絵調のものがあればどんな感覚の作品になったのか楽しみであった。

三人目のErling Gustafssonの作品は冒頭に述べたインスタレーションの肩の凝った作品よりは書物のような作品が面白く又、魅力的でもあった。

特に「魂」と題する表紙に石を埋め込み後の本文にカラーエッチングによる版画を貼りつけた亜麻、リンネル紙のやや厚手のごわごわとした作品は面白く、日本和紙のソフトな強韌さとは異なる荒々しい肌触りの極めて原子的な紙の素朴さに魅せられた。

また、カラーエッチングもミニマムなモチーフを顕微鏡でも拡大したような、一見抽象風にも見えるモチーフの面白いとらえ方があって仲々見せる作品になっていた。

特に、表紙の石には意表をつく魅力があった他の書物作品もそれぞれに魅力があったことは言うまでもないことである。

今後も、日本では余り見ることの出来ない北欧独特の作品、或は、ジャンルをとわず、一流のアーティスト達の作品等を紹介していただければ両国の文化の交流のために有益であると考えられる。

末筆ながら大使のご招待を深く感謝致します。

Ⅲ. ランヒルド・ルンデン(Ragnhild Lundén)展

唇をテーマにした絵画展である。アクリル絵の具を主体にして描かれているようである。会場一杯に青・赤・ピンク・グレー等の色彩の唇が、横に引き伸ばされて巨大化したり、或は縦につぼまった造形で描かれている。

唇は性の一つの象徴であるとともに生の象徴でもある。

人類は生きるために食し、滅亡を防ぐために愛

を囁き、性を完結させるための道具として唇に大役を担わせている。

会場に溢ふれる性の化身のような唇を見ていると一種異様な雰囲気誘いこまれて自が心の平衡さえ失いかねない状態に落ち入ってしまう。

ランヒルドの絵画は屢々男女の「愛のいとなみ」を暗示する抱擁の模糊とした図柄を唇のイメージとして背景的に配置した構図になっている。

それは、工夫された構図ではあるが少々駄弁で、物語的、説明的になっているきらいがある。絵全体について言えることはアクリルの速乾性の故か筆致が荒く、薄塗になりがちなことであって些か深みに欠けるためそれを補足しようとして暗色を

グラッシして重厚さを出そうと意図しているが、部分的には逆効果となって色彩の明度を落とし、色彩を濁らせる結果になっているのは誠に思われる。

なお、この唇の絵と料理をアレンジしたしゃれた“Smaka mina läppar (唇の味)”という題名の本が上梓され当事務局で販売しております。

この本の唇の絵は極めて魅力的にデザインされていて、片面にある料理のもつ雰囲気とよくマッチして心地よい気分を見る人に与えてくれます。幸福な気分になれる楽しい本です。

ご一読を是非おすすめいたします。ちなみに価格は¥6,600です。

《 研究会其他のご案内 》

催しものをご案内申し上げます。研究会は(財)スウェーデン交流センターと共催です。

1. 福祉・医療問題研究会

日 時 10月28日(火) 午後6:30-8:30

テーマ「スウェーデンにおける臓器移植登録の現状」

講 師 三瓶 恵子 氏 (ジェットロストックホルム事務所 プロジェクトコーディネーター)

最近日本でも取り上げられている臓器移植について、その状況や問題点をスウェーデンから一時帰国される三瓶恵子さんを講師に迎え、お話しいただきます。

参加費 一般1,000円/会員無料

定 員 60人まで(予約先着順)

会 場 丸の内三井ビル 4F 株式会社トーモク会議室

2. '98カレンダー予約販売

昨年もご好評頂いたスウェーデンのカレンダー、98年版 Sverigealmanakan (Seven Art AB) の受付をいたします。予価 2,000円、デスクスタンド型 900円(送料別)。

※1. 2. の申込先 TEL: 03-5412-0503 FAX: 03-5412-0549

3. 日本スウェーデンサイエンスクラブ1997年総会 / JSSC ANNUAL MEETING 1997

日 時 10月31日(金)

会 場 港区六本木1-10-3-300 スウェーデン大使館1F

セミナー 16:00-18:00 オーデトリウム

レセプション 18:00-20:00 ホール

参加費 5,000円 (申込締切10月29日まで)

F A X 5562-9090 連絡先 田村恵美子

4. その他の催し

スウェーデン環境保護団体ナチュラル・ステップのカール＝ヘンリック・ロベール博士来日記念講演

日 時 11月4日(火) 18:30-20:30/20:30よりレセプション

会 場 スウェーデン大使館 オーデトリウム/ホール

演 題 ナチュラル・ステップとは(仮)(通訳付き)

会 費 5,000円(レセプション費用含む) <申込締切10月30日まで>

主 催 ナチュラル・ステップジャパン準備委員会: Tel. 03-5649-6221

共 催 スウェーデン大使館科学技術部・日本・スウェーデンサイエンスクラブ
社団法人 日瑞基金

奥村芳孝 著

三井マリ子 著

「スウェーデンの高齢者福祉最前線」／「ママは大臣、パパは育児」

筒井書房

明石書店

ストックホルム市内の広場近くの書店でのこと。ヘルパーに付き添われ本を物色している電動車椅子の男性が視界に飛び込んできた。首から下は麻痺して動かない様子だ。主に視線でヘルパーと言葉を交わす。「どうしても写真に撮って日本で紹介したい」と思いながらもプライバシーを思んばかって声を掛けられず見とれていたところ、同じような様子で車椅子に視線を送っている人物とはち合わせになった。ストックホルムで福祉問題を中心に著述、通訳をしている奥村芳孝氏である。

「スウェーデンに来てなら連絡しなくちゃだめだよ」。在スウェーデン25年になる奥村氏は、常に日本からの訪問者に心をくんでいる。「体がほとんど動かなくても、一人の人間として生きてゆける、大切にされる。この国のエッセンスを象徴的に表すこうした（身障者の外出）光景だけど、さすがに写真には撮れなくてね」と奥村氏。スウェーデンの本質を過不足なく日本の研究者と福祉関係者に伝えたいと口癖のように言っている。そんな奥村氏の思いのこもった本が昨秋上梓され、多くの人に読まれている。「スウェーデンの高齢者福祉最前線」（筒井書房、¥2000）がそれだ。

この本の特徴は、現地でなければ入手可能なきめ細かなデータにあることは言うまでもない。行政の統計窓口や福祉現場、そして図書館や書店にこまめに足を運んで集められた最新のデータと資料は、それだけでもスウェーデン福祉の流れが何処にあってどちらへ行こうとしているかを示唆してくれる。

だが著者が最も日本の読者に伝えたかったことはもう一つある。書店からクングスガータン（王様通り）の古い佇まいのカフェへと場所を移し、こう話してくれた。

「長所と短所、部分とトータルから成り立つ福祉システム。ともすれば親スウェーデンと反スウェーデンに二分され、どちらも一面的な論じ方に

なる日本人のスウェーデン観が総合的になるように。そしてただスウェーデン福祉を知って良かったというのではなく、知った情報を日本の福祉の充実のために『使いこなす』ための一冊、というのがこの本のコンセプトなんですよ」。

約200ページの分量。しかし通常の書籍よりかなり読みやすい。おおむね一つの見出とテーマは3,400字程度でまとめられ、長くても2,3ページといった構成によるのだろう。全16章の割り振りも、読み進みながら自分の求めているテーマが何か分からなくなるという読書上のよくありがちな失敗を回避できるよう配慮されている。

冒頭から、奥村氏ならではの、と同時にこれがスウェーデンに住む人の視点といえる福祉の論じ方と展開の順序が読みとれる。

歴史的経緯から見た福祉の積み重ねの中で、住宅と居住といった部分への注目と評価。著者の言葉によれば「福祉サービスを必要とする高齢者も、まず居住者」とはっきり定義されているのだ。1929年の世界恐慌後の福祉国家のスタート時、住宅整備が優先的に進められたことの記述と論証は、いまだに住宅は権利でなく個人の甲斐性、投機の対象程度にしか捉えていない日本人には警鐘に聞こえる。そうでなく、住宅が市民の隅々まで行き届けられた後、在宅介護と寝たきりにならない高齢者の生活があるという順番は、充実した福祉を成り立たせる方程式とも言える。

そして高福祉を可能にしている他の重要項目。世論の動向と変遷、法整備などについては歴史を丹念になぞって記述してある。

まずは世論の動向について。ノーベル文学賞（1974年）受賞作家であるイバル・ローヨハンソンが1952年に「老後のスウェーデン」を著した。社会から隔離された老人ホームの実状を世に問いかけた彼の労作が契機となって、スウェーデンの選挙史上初めて高齢化問題が議題に上がったとい

う。ちなみに当時は、高齢化率が10%を越えだした頃であり、日本の少し前の社会事象とも重なり合う。そして高齢化への対応は国民的課題としてスウェーデン人のコンセンサスとなってゆく。

続いて現在のスウェーデン社会の背骨と言える法制度、特に社会サービス法なのだが、これが意外と現在まで分かりやすくかつ具体的に紹介されたものが少なかった。同法が福祉の枠にとどまらず、人権、地方自治、行政手続きなどかなり広範な内容であり、その各々の説明に北欧社会システムの知識が必要となる複雑さも手伝ってのことだろう。とはいえ、この立法は北欧各国に共通の特徴であり、現状の北欧福祉国家を組み立てているDNAのようなもの。ここを割愛しては今日の北欧福祉の理解は深まらない。氏は具体的なケアの展開の行われ方（地方自治体等において）も例示しながら解説している。

巻末に近づくと、奥村氏のこんな問いかけが登場する。「本当の国民負担とは何」というものだ。奥村氏の答えは「公費負担と私費負担を合わせたもの」だという。ひるがえって現在の日本。公的介護保険の議論と並んで、将来の負担は国民所得の50%を越えないようにとの意見が出されている。大きな政府を回避しようというのだ。しかし、その主張の目指すゴールは、小さい政府で良いのかといえば、厳密には小さな政府の先にある、個人により多くの所得を残すこと、「大きな財布」が示されなければならないだろう。ところが、北欧のように公費で福祉をまかなうのをやめさえすれば、即日本人は大きな財布を持てると楽観できるのか。今ですら、北欧が社会サービスとして提供している教育、住宅、育児、医療等に日本人は個人の財布から莫大な額を貯金や保険、ローンとしてつぎ込んでいる。それらをカウントすれば、本当の国民負担はさして変わらず、実態の伴った議論を行うためには、「どちらが投資に見合ったサービスの質を手に入れているか」という論点を加わらなければならない。

奥村氏はここのところ危惧していることがある。ストックホルムの福祉施設がこれまでのような自由に見学させることをやめ、市役所を通じ管理する方向に変わった。年々増える日本人の来訪に音を上げたためだ。「これまではスウェーデン人の一方的な親切で成り立ってきた」と氏は論評して

いる。つまり福祉に関して言えば日本人は買うばかりで一方的な赤字となってしまうている。そんな不平衡を是正し、良好な交流を作り出すためのアドバイスが、実はこの本の書き出しなのだ。赤字解消のために使いこなす道具としての一冊である。

ところで、使いこなす本としてもう一冊、スウェーデンとヨーロッパ諸国についての書籍をあげたい。こちらも目的は赤字の解消である。しかしその赤字は、民主主義、そして女と男をめぐるのものである。「ママは大臣、パパ育児」三井マリ子氏著（明石書店、¥2060）。昨年夏の出版だが、好評を博している。著者の三井氏は女性問題評論家である。東京都議時代から女性議員を増やす活動に力を注ぎ、その過程で彼女が目にしたのはノルウェーの女性議員の比率の高さだった。その後EU諸国を実地調査しながら、EUそして加盟国の、「これは」と思う女性のための試作を書きためたものがこの本には詰まっている。

EUの中身とヨーロッパ諸国の女性のための政策だが、案外知っているようで知らない、そして実際日本では資料が少ないのが実状である。ところがこの地帯は知恵の宝庫なのだ。たとえばオウムの一件以来日本でも論じられるようになったカルト対策も、とうの昔にEUでは対策と処方箋を議論していたというし、安全保障でも、最近アジアで聞かれるようになった信頼醸成や軍事的情報を交流させての集団安全保障等もヨーロッパではすでに実践段階にある。またEU内での小国と大国との関係に配慮しての民主的手続き（小国が数の不利に陥らないよう）を様々に実験がなされている。

「民主主義の赤字をなくせ」。そうキャッチフレーズを口にする欧州委員会（EUの行政府）男女平等機会局のアグネス・フーベル局長とのインタビューから始まる三井氏の欧州紹介はルポタッチですすむ。スウェーデン女性の議会進出、そしてノルウェー政治のクオータ制（一方の性が40%を下回ってはならないとする）と、大臣をしながら出産、夫が育児をしている例やそのためのサポートシステムなど、今後日本の女性はもちろん、男性にも注目してほしい実例で盛りだくさんとなっている。

（文：高橋 仁）